

報告第 30 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 11 月 8 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

専決処分書

専決第7号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成25年10月15日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成25年7月30日午前10時15分頃、亀山市川合町椿世口交差点付近において、不注意により相手方所有の車両を破損させた。

2 相手方住所及び氏名

[Redacted]  
[Redacted]

3 損害賠償の額

247,538円